

# 阿久根市立大川小学校「サンセット留学」山村留学制度実施要項

阿久根市立大川小学校山村留学実施委員会

## 1 目 的

この制度は、阿久根市立大川小学校に入学または転学を希望する児童に対し、校区内の受け入れ保護者（以下「里親」という。）の協力を得て受け入れを実施し、豊かな自然の中で相互の教育効果の向上を図るとともに、教育の振興充実を期することを目的とする。

## 2 募集基準

この制度により受け入れられる児童は、次のとおりとする。

- (1) 地域の環境を理解し、就学を希望する児童
- (2) 豊かな思い出の創造により、就学を希望する児童
- (3) 阿久根、大川の素晴らしい景勝の自然の中でのひのびと過ごし、勉強を希望する児童
- (4) 小学校1年生から6年生までの児童

## 3 期 間

期間は1年間とし、継続を認める。

## 4 契約事項

この制度に適合し、受入れを決定された実親及び児童は、次の各項を実行するものとする。

- (1) 校区内に住民登録をする。
- (2) 健康保険証を持参する。
- (3) 大川小学校山村留学実施委員会立ち会いの上で、里親との契約を締結する。
- (4) 寝具は持参する。
- (5) 期間中は、なるべく子どもに電話しない。

## 5 経 費

物価、その他を考慮して、大川小学校山村留学実施委員会が額を決定する。

- (1) 委託料（食費）は、月額60,000円とする。  
その内訳は、実親が月額30,000円、市補助金が月額30,000円とし、それぞれ毎月20日までに納入する。
- (2) 給食費月額4,000円は、毎月20日までに納入する。
- (3) 教材費、医療費、学用品、遊具類費、通信費、遠足、集団宿泊学習費、修学旅行費等の費用及び小遣い等の子どもに係る経費は、実親の負担とする。

## 6 里親とその義務

この制度を理解し、積極的に支援する有志のある家庭の中から、大川小学校山村留学実施委員会が里親として委嘱する。

里親は、実親とよく連絡をとり、児童を家庭的に養育し、健やかな成長に向け努力するものとする。

## 7 事故発生時の処置

- (1) 病気または何らかの事故が発生したときは、その実情に応じて里親が適切な処置をとる。
- (2) 遅滞なく実親に連絡し、指示を受けるとともに大川小学校山村留学実施委員会に連絡する。
- (3) 必要に応じ大川小学校山村留学実施委員会立ち会いの上で協議して、解約することができる。

## 8 帰 省

長期間の休みについては、児童・里親の希望により帰省することができるものとし、実家までの往復を実親もしくは実親の委託を受けたものが引率して行うものとする。

## 9 解 約

次の事項に該当する場合は、大川小学校山村留学実施委員会立ち会いの上で協議し解約することができる。

- (1) 児童の問題行動等により、指導監督が困難であると判断されたとき。
- (2) 委託料の不納及び契約違反が生じたとき。
- (3) 家庭の実情等により解約希望が生じたとき。

10 この要項に定めるものの他は、実親、里親、大川小学校山村留学実施委員会が協議して善処解決を図るものとする。

付則 : この要項は、平成21年11月9日から適用する。